

第65期報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)



光世証券株式会社

会 社 の 概 要

社 名 光世証券株式会社
本店所在地 大阪市中央区北浜二丁目1番10号
U R L <https://www.kosei.co.jp/>
設立年月日 1961年4月21日
資 本 金 120億円
店 舗
本 店 〒541-0041
大阪市中央区北浜二丁目1番10号 06(6209)0821(代)
東 京 店 〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町9番9号 03(3667)7721(代)
従 業 員 数 39名(2025年3月31日現在)

目 次

ごあいさつ	
第65期事業報告	1
貸借対照表	12
損益計算書	13
株主資本等変動計算書	14
会計監査人の監査報告書	15
監査等委員会の監査報告書	17

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第65期の報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申しあげます。

当事業年度の国内株式市場は、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られる景気状況の中、日経平均株価は4万2千円台に乗る史上最高値を更新しましたが、8月に、米景気の悪化懸念をきっかけとして当局も看過できない程の暴落がありました。その後に急反転があったとはいえ上値が重い状態が続き、さらに米国政府の関税政策などを受けて市場はリスクオフとなり、期末の日経平均株価は3万5千円台の水準まで下落、前年期末との比較で5千円幅のマイナスとなりました。

このような市場環境の中で、当社の定める「お客様本位の業務運営に係る方針」の下、お客様一人ひとりの資産形成ニーズに合わせた金融商品の提供、特に個別株オプションなどデリバティブを組み合わせた資産運用の提案など、継続して、地道に行ってまいりました。

当事業年度は、後半の株式市場が軟調相場となった影響から、継続保有する有価証券の時価評価が下がり、そのためトレーディング部門の成績が不本意なものとなりました。

その結果、当事業年度の営業収益は5億59百万円、経常損益は4億63百万円の損失となり、最終損益は4億66百万円の純損失となりました。

当社は、これからも、必要とされる良質な金融商品・金融サービスの提供を通じて、お客様に、また社会から信頼される証券会社を目指して努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

取締役社長



呉 大介

第65期 事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度の会計期間における国内の経済状況は、企業部門の堅調さが続き、家計部門も実質所得が増加に転じる中で、個人消費の持ち直しの動きが続き、一方で17年ぶりの金利水準となる日銀による段階を踏む利上げ、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、一時停滞感を強めたものの、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

この期間の日経平均株価は、前期3月末の4万円台から3万6千円台まで下落した後、3万8千円から3万9千円の狭い幅で推移、7月に入って海外株式市場の上昇を背景に4万2千円台に乗る史上最高値を更新しました。その後、米景気の悪化懸念をきっかけとして8月初旬に日経平均は3万1千円台まで大幅急落、そして急反発したものの、その後の上値は重く、さらに、年が明けて米国トランプ政権が新たな関税政策を発動するたびに市場はリスクオフ状態となり、期末の株価は前年期末比マイナス5千円となる3万5千円台まで下落しました。

こうした市場環境の中、コンサルティング部門では、継続して、お客様一人ひとりの資産形成ニーズに合わせた金融商品の提供、個別株オプションや債券先物・オプションなどデリバティブを組み合わせた資産運用の提案等を地道に行ってまいりました。当事業年度は、定期的に開催しているセミナーで取り上げるテーマの多様化、日本取引所グループ(JPX)との共催セミナーの展開など、個人投資家へ向けた株式投資の啓発活動に注力いたしました。当事業年度の受入手数料は1億84百万円(前事業年度比90.6%)となりました。

また、自己売買部門では、リスク管理を徹底した上で、株式・デリバティブの取引を行っています。当事業年度のトレーディング損益は、継続保有している有価証券の時価評価が下がったこと等が影響し、1億71百万円(同17.1%)となりました。

一方、金融収益は56百万円(同44.6%)、その他の営業収益は主に他証券会社向けの基幹システム提供などから1億47百万円(同87.6%)、販売費及び一般管理費は10億64百万円(同105.3%)となりました。

主な収益と費用の内訳は、以下のとおりです。

【受入手数料】

当事業年度の受入手数料は、1億84百万円（前事業年度比90.6%）となりました。

（イ）委託手数料

当社の株式委託売買高は、金額で517億19百万円（同139.0%）、株数で48百万株（同172.5%）となり、株券委託手数料は1億51百万円（同89.7%）となりました。また、債券委託手数料は7百万円（同99.2%）となりました。

（ロ）その他の受入手数料

その他の受入手数料は8百万円（同88.6%）となりました。

【トレーディング損益】

当事業年度のトレーディング損益は1億71百万円の利益（前事業年度比17.1%）となりました。このうち株券等トレーディング損益については1億66百万円の利益（同16.6%）、債券等トレーディング損益は5百万円の利益（同216.5%）となりました。

【金 融 収 支】

金融収益は56百万円（前事業年度比44.6%）となりました。また、金融費用は17百万円（同47.6%）となり、金融収支39百万円（同43.5%）となりました。

【販売費・一般管理費】

販売費・一般管理費は10億64百万円（前事業年度比105.3%）となりました。

【特 別 損 益】

当事業年度の特別損益の合計は0百万円の損失となりました。これは金融商品取引責任準備金繰入れによるものであります。

【損 益 状 況】

以上ご報告申しあげました営業活動の結果、営業収益は5億59百万円（前事業年度比37.3%）、経常損益は4億63百万円の損失（前事業年度4億40百万円の利益）、当期純損益は4億66百万円の損失（同3億77百万円の利益）となりました。

【自己資本規制比率】

当事業年度の自己資本規制比率は、864.2%であります。

商品別の受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

受入手数料の内訳

(単位：百万円、%)

	第 64 期		第 65 期	
	(2023.4.1～2024.3.31)	構成比	(2024.4.1～2025.3.31)	構成比
株 式	172	84.7	156	85.1
債 券	7	3.7	7	4.1
受 益 証 券	21	10.3	17	9.6
そ の 他	2	1.3	2	1.2
合 計	203	100.0	184	100.0

(2) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、役職員が遵守すべき行動規範として、お客様の最善の利益の追求、利益相反の適切な管理、重要な情報の分かりやすい提供など、6つの基本方針からなる「お客様本位の業務運営方針」を定めています。「お客様本位」の根幹は、一人ひとりに誠実に耳を傾け、その一人ひとりにとって最適な金融商品・金融サービスを提供していくことと考えます。

人生100年時代へと向かう中、お客様が持つ資産形成に関する要望はさまざまです。当社の持つ専門知識と経験を生かして、有価証券の売買運用に留まらず、お客様の「資産」に対して包括的にサポートするウェルスマネジメントを進めていくこと、そして、それを収益力強化へとつなげていくことが課題と捉えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

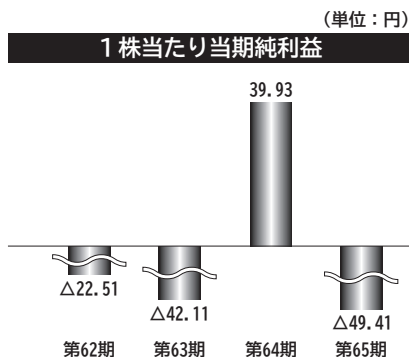
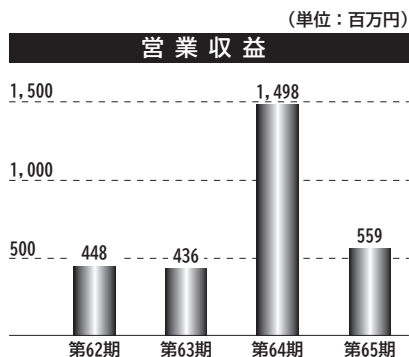
区 分	第62期 (自2021.4.1 至2022.3.31)	第63期 (自2022.4.1 至2023.3.31)	第64期 (自2023.4.1 至2024.3.31)	第65期 (自2024.4.1 至2025.3.31)
営 業 収 益	448	436	1,498	559
(うち受入手数料)	154	141	203	184
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△208	△394	440	△463
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△212	△397	377	△466
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△22.51 ^円	△42.11 ^円	39.93 ^円	△49.41 ^円
総 資 産	20,415	21,051	24,610	21,783
純 資 産	15,923	15,338	16,937	15,722

その他の指標等

(単位：百万円)

区 分	第62期 (自2021.4.1 至2022.3.31)	第63期 (自2022.4.1 至2023.3.31)	第64期 (自2023.4.1 至2024.3.31)	第65期 (自2024.4.1 至2025.3.31)
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△472	△494	435	△522
1株当たり純資産	1,684.78 ^円	1,623.03 ^円	1,792.27 ^円	1,663.81 ^円

経営指標等



(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

当社の子会社である株式会社亀山社中は、主たる事業として経営、投資に関するコンサルティング事業等を営むことを目的としておりますが、現在は、実質的な事業活動はおこなっておりません。

(7) 主要な事業内容

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は次のとおりであります。

(i)委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ii)自己売買業務

当社が自己の計算において売買をおこなう業務

(iii)引受・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(iv)募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 店	大阪市中央区北浜二丁目 1 番10号
東 京 店	東京都中央区日本橋兜町 9 番 9 号

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	3名減	44歳 6月	23年 8月

(10) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	353

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策として、継続的かつ安定的に配当を行うことを念頭に、財務基盤の安定化のため内部留保の充実にも配慮し、当事業年度の業績等、収益環境を総合的に勘案して配当額を決定することを基本方針としております。

当事業年度末（2025年3月31日）を基準日とする配当金は、2025年4月18日開催の取締役会において、上記基本方針を踏まえ、1株当たりの配当を5円とする議案を2025年6月26日開催予定の第65期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,449,945株
(自己株式36,455株を除く)
- (3) 株主数 5,123名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 巽 也 蔵	1,820	19.27
株式会社 巽 事 務 所	1,231	13.03
株 式 会 社 哲 学 の 道 文 庫	912	9.65
巽 大 介	525	5.56
振 角 典 子	262	2.77
巽 春 菜	209	2.21
森 川 和 宏	142	1.51
内 藤 征 吾	126	1.33
野 村 證 券 株 式 会 社	100	1.06
楽 天 証 券 株 式 会 社	100	1.06

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	巽 大 介	
取 締 役	石 川 卓 也	システムソリューショングループ兼 ネット事業統括兼管理部門管掌
取 締 役	山 本 將 晴	税理士
取 締 役 (常勤監査等委員)	森 正 行	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	児 玉 憲 夫	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 形 聡	公認会計士・税理士 税理士法人ゼニックス・コンサルティング CEO 村形公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 山本將晴氏、児玉憲夫氏及び村形 聡氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
2. 監査等委員 村形 聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員 森 正行氏は常勤の監査等委員であります。監査等委員会の実効性確保のため、取締役等からの情報収集・内部監査部門との連携が重要であることから、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役 西川 雅博氏は第64回定時株主総会終結の時をもって、退任しました。
5. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。
2025年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	樋 爪 功 次	コンサルティンググループ担当
執 行 役 員	橘 高 英 祐	コンサルティンググループ担当兼東京店統括
執 行 役 員	小水流 一 生	トレーディンググループ担当

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

本決定方針は、2021年2月24日に開催された取締役会において決議されました。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第60回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち、社外取締役年額3千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。また、非金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第59回定時株主総会において、譲渡制限付株式を取締役3名（社外取締役を除く。）に対し、当社普通株式を各事業年度における上限を100千株とし、1年間から3年間の譲渡制限期間を設定して付与する旨決議しております。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第60回定時株主総会において年額3千万円以内（うち、社外取締役年額2千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る事項

当社の取締役会は、取締役の個人別の基本報酬については、個々人のセンシティブな議案となることから、個人別の基本報酬の額および非金銭報酬等の額または数など、その具体的内容の決定についての権限を代表取締役社長 異大介に委任しております。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう監督を行う措置を講じており、所定の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容は本決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員である者を除く） （うち社外取締役）	71百万円 （2百万円）	71百万円 （2百万円）	— （ — ）	— （ — ）	4名 （1名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	11百万円 （4百万円）	11百万円 （4百万円）	— （ — ）	— （ — ）	3名 （2名）

（注）業績連動報酬等は支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の兼職状況等

氏 名	当社の職務	兼任の職務	法 人 名 等
村形 聡	取締役 (監査等委員)	CEO 代 表	税理士法人ゼニックス・コンサルティング 村形公認会計士事務所

上記の他の法人等と当社との間には、取引関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼職状況等

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	当社の職務	主 な 活 動 状 況
山本將晴	社外取締役	当事業年度に開催した11回のうち10回の取締役会に出席し、税務、会計など専門的見地から発言をしております。山本氏には、主に税務の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて経営に有益な助言・提言を適宜行うとともに、事業推進に関する議論、経営全般にわたる意思決定の妥当性および適正性確保のため、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会での議論を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
児玉憲夫	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した11回の取締役会のうち10回、10回の監査等委員会のうち9回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言をしております。児玉氏には、監査の状況や内部統制システムを始めとする取締役職務の執行を監査し、また、法的なアドバイスをはじめ経営全般にわたる意思決定の妥当性および適正性確保のため、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、監査等委員会での議論を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
村形 聡	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した11回の取締役会、10回の監査等委員会すべてに出席し、公認会計士、税理士として税務、会計など専門的見地から、積極的な発言を行っております。村形氏には、監査の状況や内部統制システムを始めとする取締役職務の執行を監査し、税務・会計に関するアドバイスをはじめ、経営全般にわたる意思決定の妥当性および適正性確保のため、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、監査等委員会での議論を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

～～

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,837	流 動 負 債	5,230
現 金 お よ び 預 金	4,211	トレーディング商品	1,197
預 託 金	3,891	商品有価証券等	1,163
トレーディング商品	1,247	デリバティブ取引	34
商品有価証券等	1,242	信 用 取 引 負 債	354
デリバティブ取引	5	信用取引借入金	353
約 定 見 返 勘 定	1,858	信用取引貸証券受入金	0
信 用 取 引 資 産	1,522	預 り 金	2,564
信用取引貸付金	1,323	受 入 保 証 金	995
信用取引借証券担保金	198	未 払 法 人 税 等	41
短 期 差 入 保 証 金	43	賞 与 引 当 金	14
そ の 他	61	そ の 他	63
固 定 資 産	8,945	固 定 負 債	825
有 形 固 定 資 産	3,926	繰 延 税 金 負 債	323
建 物	1,138	退 職 給 付 引 当 金	35
器 具 ・ 備 品	22	役員退職慰労引当金	462
土 地	2,766	そ の 他	3
無 形 固 定 資 産	4	特 別 法 上 の 準 備 金	4
ソ フ ト ウ ェ ア	3	金融商品取引責任準備金	4
そ の 他	0	負 債 合 計	6,060
投資その他の資産	5,014	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	4,607	科 目	金 額
関 係 会 社 株 式	3	株 主 資 本	14,990
長 期 立 替 金	86	資 本 金	12,000
そ の 他	551	資 本 剰 余 金	3,282
貸 倒 引 当 金	△234	資 本 準 備 金	3,000
資 産 合 計	21,783	そ の 他 資 本 剰 余 金	282
		利 益 剰 余 金	△250
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△250
		繰 越 利 益 剰 余 金	△250
		自 己 株 式	△41
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	732
		その他有価証券評価差額金	732
		純 資 産 合 計	15,722
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,783

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		559
受 入 手 数 料	184	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	171	
金 融 収 益	56	
そ の 他 の 営 業 収 益	147	
金 融 費 用		17
純 営 業 収 益		542
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,064
営 業 損 失		522
営 業 外 収 益		151
営 業 外 費 用		92
経 常 損 失		463
特 別 利 益		0
固 定 資 産 売 却 益	0	
特 別 損 失		1
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	1	
税 引 前 当 期 純 損 失		463
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税		3
当 期 純 損 失		466

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,000	3,000	282	3,282	377	377
当期変動額						
剰余金の配当					△160	△160
当期純損失(△)					△466	△466
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△627	△627
当期末残高	12,000	3,000	282	3,282	△250	△250

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△41	15,618	1,318	1,318	16,937
当期変動額					
剰余金の配当		△160			△160
当期純損失(△)		△466			△466
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△586	△586	△586
当期変動額合計	△0	△627	△586	△586	△1,214
当期末残高	△41	14,990	732	732	15,722

~~~~~  
 (注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

光世証券株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安井 康 二  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三井 孝 晃  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光世証券株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

光世証券株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 正 行 ⑩

監査等委員 児 玉 憲 夫 ⑩

監査等委員 村 形 聡 ⑩

なお、監査等委員児玉憲夫及び村形聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主メモ

|                  |                                                                                                                                                 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度             | 毎年4月1日から翌年3月31日                                                                                                                                 |
| 期末配当金受領株主<br>確定日 | 毎年3月31日                                                                                                                                         |
| 定時株主総会           | 毎年6月                                                                                                                                            |
| 株主名簿管理人          | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                               |
| 同事務取扱場所          | 大阪府中央区北浜四丁目5番33号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                          |
| 特別口座の<br>口座管理機関  | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                               |
| 郵便物送付先<br>および照会先 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>☎ 0120-782-031<br>受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時                                                      |
| 公告の方法            | 電子公告とし、当社ホームページ( <a href="https://www.kosei.co.jp/">https://www.kosei.co.jp/</a> )<br>に掲載いたします。<br>※やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日<br>本経済新聞に掲載いたします。 |

### 【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社等に口座を開設されている株主様は住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社等にお申し出ください。

### 【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様(証券会社等に口座を開設されていなかった株主様)には、株主様の権利を保全するために、当社が信託銀行等に口座(特別口座といいます。)を開設しています。

### 【株式の売買等について】

特別口座は証券会社等の口座とは異なり、そのままでは売買等を行うことができません。売買等をご希望される場合には、あらかじめ証券会社等に株主様ご本人名義の口座を開設(既に開設されている場合は不要です。)し、特別口座から証券会社等の口座への振替申請を行っていただく必要がございます。お手続き方法の詳細につきましては上記、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせください。

### 【未受領の配当金について】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。